

6.9 景観

6.9.1 環境保全のための措置

(1) 予測に反映した措置

工事の完了後において、以下に示す環境保全のための措置を行う。

- ・建築物の外観意匠については、江戸川区景観計画に定める景観形成基準に基づいた周辺環境と調和したデザインとする。
- ・浸水対策のため敷地地盤は1.6mかさ上げするが、計画する工場棟の高さ（26.4m）は既存の工場棟の高さ（28.0m）より低く抑えることで量感を軽減する。
- ・煙突（外筒）については既存煙突と同じ高さとするため変化はほとんどなく、周辺環境と調和したデザインとする。
- ・計画施設は壁面緑化や工場周辺に高木等を設置する等、可能な限り緑化を図る。

6.9.2 評価の結果

(1) 工事の完了後

ア 主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度

本事業は、既存の清掃工場を建て替えるものであり、計画建築物は敷地地盤を1.6mかさ上げしても、周辺地盤からの高さを既存工場と同様に抑え、煙突についても既存と同じ高さ約150mとする計画である。また、周辺環境に調和した色合い及び壁面緑化により工場の視認性を和らげることで、『江戸川らしさ』にふさわしい景観構成要素になると考える。

したがって、地域景観の特性の変化は小さいと考える。

イ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

周辺地盤からの建替え後の工場棟及び煙突（外筒）の高さは既存のものと同じであるため、基本的な景観構成要素の変化はない。色彩や形状にあたっては江戸川区景観計画に定める景観形成基準に基づいた外観意匠とすることで、河川堤防や橋からの見え方に配慮し、また、工場棟の壁面緑化等を行うことで、周囲の街並みと調和のとれた景観を創出できることから、眺望に大きな変化を及ぼさないと考える。

ウ 圧迫感の変化の程度

浸水対策のため敷地地盤は1.6mかさ上げするが、計画する工場棟は周辺地盤からの高さを既存の工場棟の高さと同様にすることで、計画地近傍における形態率は約0.0ポイントから約11.1ポイントの増加に留まる。

また、工場棟の色彩や形状にあたっては江戸川区景観計画に定める景観形成基準に基づいた外観意匠とするとともに、壁面緑化等も行う。さらに、工場棟周囲には高木等を配置することで、圧迫感の軽減を図る計画である。



清掃工場の東側に位置し、旧江戸川の遊歩道から清掃工場を望む地点である。この地点は、遊歩道利用者が旧江戸川越しに清掃工場の施設及び煙突を見ることができる。

写真 6.9-1 (1) 旧江戸川遊歩道からの景観（現況）



建替え後の工場棟及び煙突は、周辺地盤からの高さを既存工場と同じとし、周辺環境に調和した色合いとすることで視認性を和らげており、建替え前とほとんど変わらない。

写真 6.9-1 (2) 旧江戸川遊歩道からの景観（将来）

6.10 自然との触れ合い活動の場

6.10.1 環境保全のための措置

(1) 予測に反映した措置

ア 工事の施行中

- ・ 工事区域では、仮囲いや解体工事中の全覆い仮設テント等の設置による粉じん及び騒音の低減、散水等による粉じんの飛散防止等を行う。

イ 工事の完了後

- ・ 「江戸川区みどりの基本計画」等の自然との触れ合い活動の場に係る各種計画等を考慮した緑化計画を実施する。

(2) 予測に反映しなかった措置

ア 工事の施行中

- ・ 緩衝緑地の利用者を含める歩行者等の安全確保のため、計画地の工事用車両の出入口付近に交通整理員を適切に配置する。

6.10.2 評価の結果

(1) 工事の施行中

施設の建替工事中は、緩衝緑地の一部が仮囲いの範囲となるが、範囲外に生育する既存樹木をそのまま残す計画である。緩衝緑地に沿って歩道があることや緑地内の広場を開放していることから、利用環境や緩衝緑地の機能への影響は最小限にとどめられるものとする。

(2) 工事の完了後

一部の既存樹木を残しつつ現況と同様の配置に再整備する。また、「江戸川区みどりの基本計画」に基づき、季節感に配慮した植栽を行い、適切に維持管理していく計画である。

したがって、「自然との触れ合い活動の場の持つ機能に影響がないこと」及び「江戸川区みどりの基本計画」に示されている基本方針「みどりを守る・みどりを育む・みどりを創る」を満足するものとする。

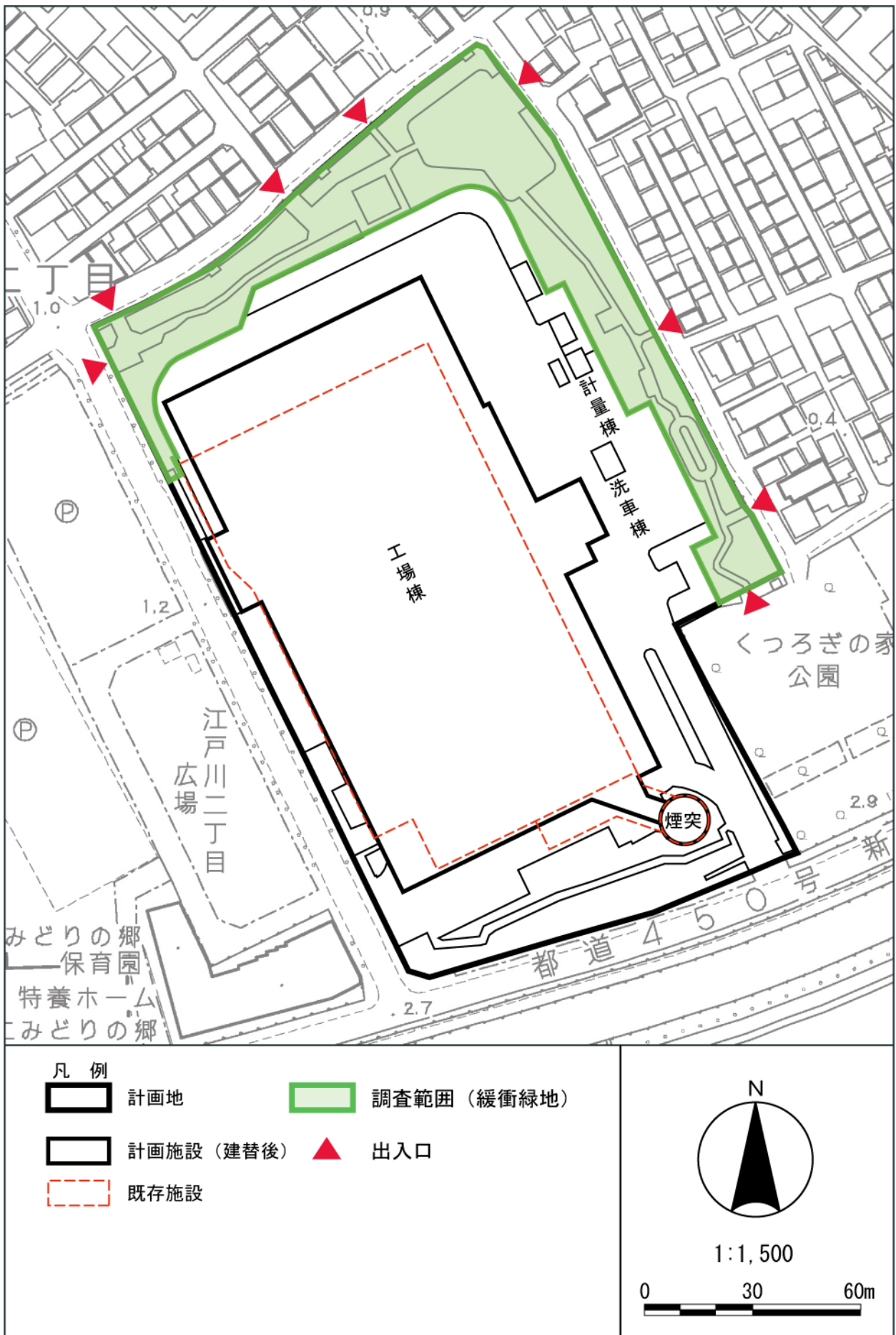


図 6.10-1 自然との触れ合い活動の場調査地点

6.11 廃棄物

6.11.1 環境保全のための措置

(1) 予測に反映した措置

ア 工事の施行中

工事の施行中における環境保全のための措置は、表 6.11-1に示すとおりである。工事の施行中には、できるだけ廃棄物の発生が抑えられるような工事計画とし、分別の徹底と再利用等を行う。発生した建設廃棄物は、再資源化を図るとともに、可能な限り計画地内での利用を進める。

また、再資源化等の再利用のできない廃棄物については、適切に処分することとし、マニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認し、報告する。

なお、アスベストについては、法令等に基づき適切に処理・処分する。

表 6.11-1 環境保全のための措置（工事の施行中）

項目	環境保全のための措置の内容
廃棄物の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> 設計から施行までの各段階でプレハブ化、ユニット化を行うことや省梱包化を行い、残材・廃材の発生を抑制する。 型枠材の徹底した転用を行うこと並びに PCa 版の利用により、建設木くずの発生を抑制する。 建設資材には、再生品の利用に努める。
廃棄物の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート塊は、再生骨材等として利用する。 その他がれき類（アスファルトコンクリート塊等）は再資源化を図る。 金属くずは、有価物として売却し、再資源化を図る。 廃プラスチック類はマテリアルリサイクルに努力した上で、マテリアルリサイクルが困難なものについては発電燃料としてサーマルリサイクルする。 建設汚泥については脱水等の処理を行い再利用に努める。
建設発生土の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> 建設発生土については一部を埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、運搬車両にシート掛け等を行い搬出する。ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき適切に処理・処分する。
廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> 上記の有効利用措置を適用しても、やむを得ず発生する場合には、法令等に従い適切に処理する。 解体工事前までに施設の稼働中に確認できない箇所についてもアスベストの調査を行い、アスベストの使用の有無を確認した上で、解体・除去等については、法令等に基づき適切に処理・処分する。
特別管理産業廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> 特別管理産業廃棄物が確認された場合は、その種類、量、撤去方法及び処理処分方法を明らかにし、事後調査報告書にて報告する。

イ 工事の完了後

施設の稼働時における環境保全のための措置は、表 6.11-2に示すとおりである。

表 6.11-2 環境保全のための措置（施設の稼働時）

項目	環境保全のための措置の内容
廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> 飛灰は重金属類の溶出防止のため薬剤処理による安定化を行い、飛灰処理汚泥とする。飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場へ搬出し、埋立処分をする。主灰は、埋立処分または民間のセメント工場へ搬出し、セメント原料化を図る。 主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥について、定期的にダイオキシン類等の測定を実施し、埋立基準等に適合していることを確認する。

6.11.2 評価の結果

(1) 工事の施行中

ア 廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法

既存施設の解体及び撤去並びに計画施設の建設に伴い発生する建設廃棄物は、計画段階から発生抑制に努めることで約11.0万tと予測される。また、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、「東京都建設リサイクル推進計画」の再資源化率等の目標値を満足する。

また、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認するほか、特別管理産業廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に処理・処分する。

したがって廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考ええる。

イ 建設発生土の排出量、再利用率及び処理・処分方法

計画施設の建設に伴い発生する建設発生土は約15.2万m³であるが、一部は埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、搬出する。

ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき適切に処分する。

したがって建設発生土の排出量、再利用率及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考ええる。

(2) 工事の完了後

ア 廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法

施設の稼働に伴い排出する主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥の量は約1.9万t/年である。

飛灰は重金属類の溶出防止のため薬剤処理による安定化を行い、飛灰処理汚泥とする。

飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場へ搬出し、埋立処分する。主灰は、埋立処分または民間のセメント工場へ搬出し、セメント原料化を図る。

また、埋立処分するにあたり、埋立基準等に適合していることを確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。

したがって廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考ええる。

6.12 温室効果ガス

6.12.1 環境保全のための措置

工事の完了後において、以下に示す環境保全のための措置を行う。

(1) 予測に反映した措置

- ・ごみ焼却により発生する廃熱を利用して発電を行う。
- ・ごみ焼却により発生する熱を廃熱ボイラで回収し、近隣の公共施設へ熱供給する。
- ・太陽光発電により再生可能エネルギーを活用して二酸化炭素排出量の削減を図る。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・地上部及び屋上における緑化を推進するとともに、壁面緑化を積極的に採用し、二酸化炭素の吸収量の増加及び建物の断熱を図る。
- ・LED照明導入によりエネルギー使用量を削減するとともに、室内への自然光利用等により再生可能エネルギーを直接活用して二酸化炭素排出量の削減を図る。
- ・ごみ焼却により発生する熱を廃熱ボイラで回収し、工場内の蒸気式空気予熱器などに使用する。
- ・東京都環境確保条例に定める建築物環境計画書制度に従い、工場及び管理諸室には、断熱性に優れた材料を使用し、空調負荷の低減等による建物の省エネルギー化を図る。
- ・高効率モーターなど省エネルギー機器を積極的に導入する。

6.12.2 評価の結果

(1) 工事の完了後

計画施設では、電力、都市ガスの使用及びごみの焼却によって、約19.6万t-CO₂/年の温室効果ガスを排出すると予測するが、エネルギーの有効利用等により約5.2万t-CO₂/年の温室効果ガスの削減が見込まれ、総排出量は約14.3万t-CO₂/年と予測する。

本事業では、ごみ発電等のエネルギー有効利用を実施するとともに、太陽光等の再生エネルギーを積極的に活用する。また、LED照明の導入等によりエネルギー使用量を削減する。

したがって、本事業による温室効果ガスの排出量は、可能な限り削減でき、評価の指標を満足すると考える。

7 対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域を管轄する特別区又は市町村の名称及びその地域の町名

本事業の実施による大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスが環境に影響を及ぼすおそれのある地域は、図 7-1 に示す範囲とし、環境に影響を及ぼすおそれのある範囲が最も広くなる大気汚染推定範囲（半径 1.6km）とした。

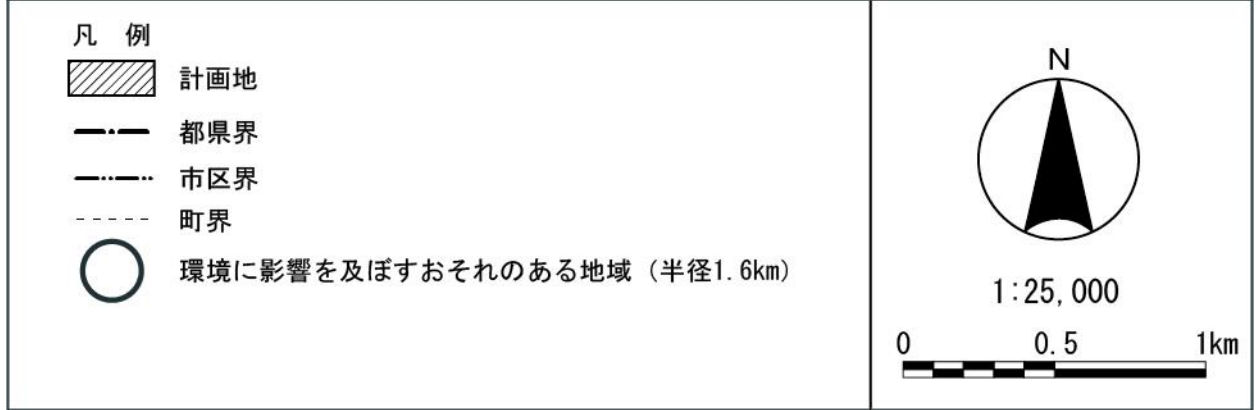
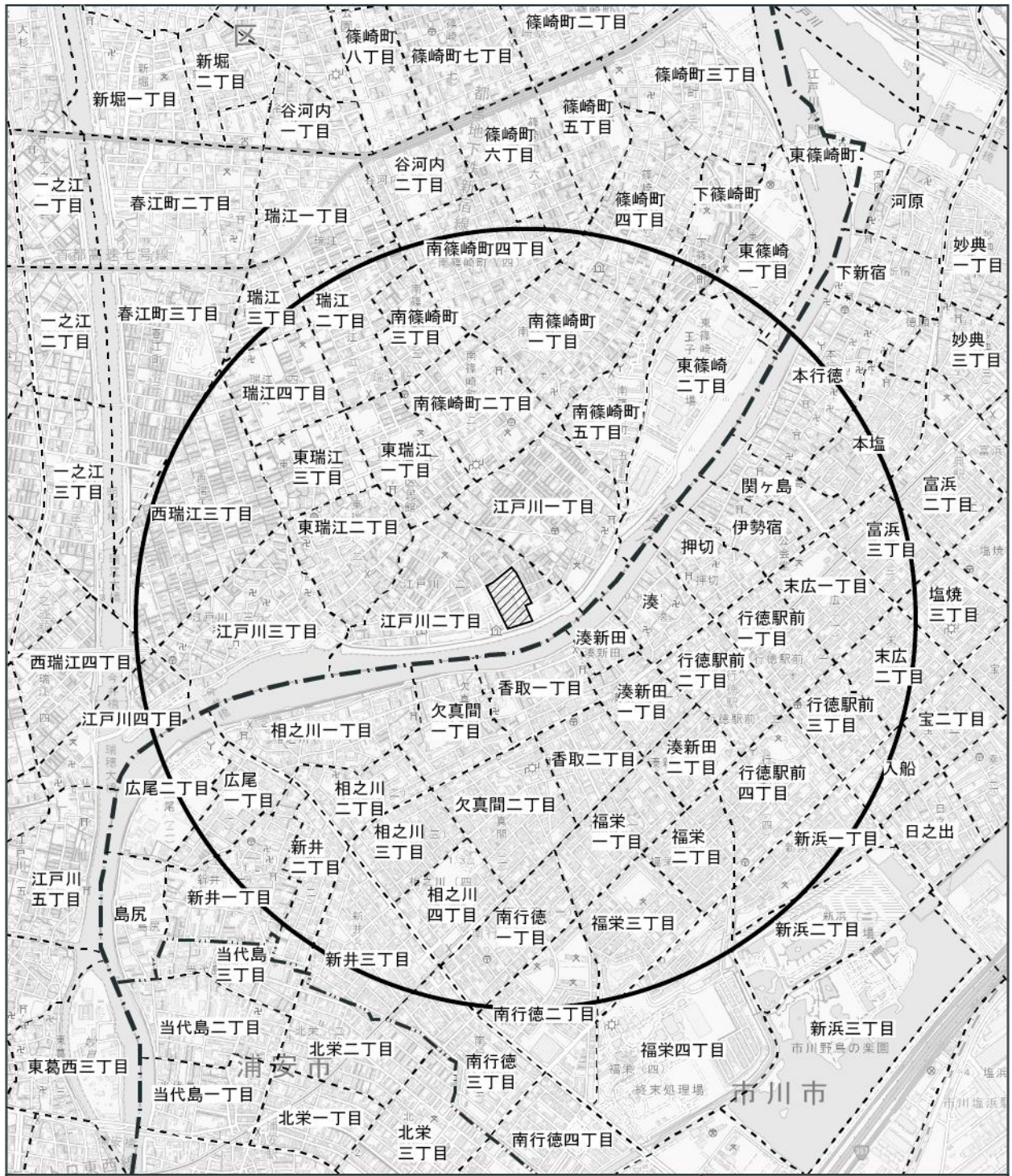


図 7-1 環境に影響を及ぼすおそれのある地域

8 評価書案の修正の経過及びその内容

東京都環境影響評価条例第48条の規定により提出した環境影響評価書案に対する知事の見解は、10章に示すとおりである。また、環境影響評価書案に対する都民及び市川市民（以下「都民等」という。）、事業段階関係区長及び本事業の近隣区市である市川市長（以下「事業段階関係区長等」という。）の見解並びにこれらについての事業者の見解は、11章に示すとおりである。

上記の環境影響評価書案に対する意見及び東京都環境影響評価審議会での審議内容を勘案し、評価書案（資料編を含む。）の修正をした箇所は、表8(1)～(2)に示すとおりである。

表 8(1) 修正した箇所及びその内容（本編）

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由	評価書ページ
4 環境に及ぼす影響の評価の結論			
(景観)	表 4-1(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論 [評価書案 p. 9 他]	代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度について、河川堤防や橋からの見え方に配慮したという表現に修正した。	p. 9 他
6 対象事業の目的及び内容			
6.2.2 計画の内容	(5) 施設計画 [評価書案 p. 19]	排気筒について追記した。	p. 17
6.2.2 計画の内容	表 6.2-2 既存及び建替え後の施設概要：構造等 [評価書案 p. 19]	煙突の高さについて A.P. での標記を追記した。	p. 17
6.2.2 計画の内容	表 6.2-2 図 6.2-7(1)～(2) [評価書案 p. 19 他]	工場棟の深さについて、基礎上端からの深さから、基礎下端までの深さに修正した。	p. 17 他
6.2.2 計画の内容	(5) 緑化計画 表 6.2-5 必要緑地面積等及び計画緑地面積等 [評価書案 p. 34]	計画壁面緑化面積及び計画屋上緑化面積を追記した。	p. 32
6.3.1 施工計画	(2) 工事の概要 解体工事・土工事(イ) [評価書案 p. 38]	全覆い仮設テントの設置にあたっては、事前に近隣住民に対し、説明を行う旨を追記した。	p. 36
6.3.1 施工計画	(2) 工事の概要 イ 解体工事・土工事(ウ) [評価書案 p. 39]	封込め槽近辺を掘削する場合の措置について追記した。	p. 37
8.1 大気汚染			
8.1.3 環境保全のための措置	(2) 予測に反映しなかった措置 ア 工事の施工中 [評価書案 p. 211]	知事の見解を踏まえ、建設機械が集中して稼働しないように工事工程を計画する等の措置を追記した。	p. 209
8.2 悪臭			
8.2.1 現況調査	(3) 調査方法 (イ) 調査地点 B 煙突等気体排出口 [評価書案 p. 228]	脱臭装置で脱臭した空気について、煙突頂部から排出される旨を追記した。	p. 226
8.2.1 現況調査	(4) 調査結果 オ 発生源の状況 [評価書案 p. 233]	過去5年間の悪臭に関する苦情について追記した。	p. 231

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由	評価書ページ
8.3 騒音・振動			
8.3.2 予測	(5)予測結果 ア 工事の施行中 (イ)工事用車両の走行に伴う騒音・振動 [評価書案 p. 309 他]	現況調査結果及び予測結果に一般車両の走行に伴う騒音・振動が含まれていることを追記した。	p. 307 他
	(5)予測結果 イ 工事の完了後 (イ)ごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動 [評価書案 p. 316 他]	現況調査結果及び予測結果に一般車両の走行に伴う騒音・振動が含まれていることを追記した。	p. 314 他
8.3.3 環境保全のための措置	(2)予測に反映しなかった措置 イ 工事の完了後 [評価書案 p. 318]	知事の意見を踏まえ、ごみ収集車両の走行については、環境保全のための措置の内容を周知徹底する旨を追記した。	p. 316
8.4 土壌汚染			
8.4.1 現況調査	(4)調査結果 ア 土地利用の履歴等の状況 [評価書案 p. 333～334]	知事の意見を踏まえ、封込め処理を行った汚染土壌中の有害物質濃度及び封込め槽の構造図を追記した。 また、封込め槽による地下水汚染はないこと等を追記した。	p. 331～335
8.5 地盤			
8.5.1 現況調査	(4)調査結果 ア 地盤の状況 (イ)地質、地質構造等の状況 [評価書案 p. 356 他]	「東京層」を「東京層群」に修正した。	p. 356 他
8.5.1 現況調査	(4)調査結果 ア 地盤の状況 (イ)地盤の透水性の状況 [評価書案 p. 361]	注意書きで難透水層の定義について追記した。	p. 361
8.8 電波障害			
8.8.1 現況調査	(4)調査結果 イ テレビ電波の送信状況 [評価書案 p. 414]	表 8.8-6 放送大学は、BS 放送に一本化され平成 30 年 9 月末に地上デジタル波の送信を終了したため、表から削除した。	p. 414
8.11 廃棄物			
8.11.3 環境保全のための措置	表 8.11-22 環境保全のための措置（工事の施行中） [評価書案 p. 482]	廃プラスチック類についてはマテリアルリサイクルに努力した上で、サーマルリサイクルする旨に修正した。	p. 482

表 8(2) 修正した箇所及びその内容（資料編）

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由	評価書ページ
8.5 地盤			
8.5.1 現況調査結果	(2)地質、地質構造等の状況 図 8.5-6 [評 価 書 案 資 料 編 p.228]	図 8.5-6(3) 計画地の地層別の透水性（既存江戸川清掃工場建設時）を追加した。	p. 229
8.12 温室効果ガス			
8.12.5 廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針マニュアルに基づく温室効果ガス排出量(参考)	項の追加 [評 価 書 案 資 料 編 p.266]	参考資料として、8.12.5に廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針マニュアルに基づく温室効果ガス排出量を追記した。	p. 267

9 事業段階関係地域

東京都環境影響評価条例第 49 条第 1 項の規定により知事が定めた事業段階関係地域（平成 30 年 6 月 28 日決定）は、表 9-1 に示すとおりである。

また、その範囲は図 9-1 に示すとおりである。

表 9-1 事業段階関係地域の区町名

特別区及び市町村の名称	町 名
東京都江戸川区	江戸川一丁目、江戸川二丁目、江戸川三丁目、江戸川四丁目、篠崎町四丁目、篠崎町六丁目、下篠崎町、西瑞江三丁目、西瑞江四丁目、東篠崎一丁目、東篠崎二丁目、東篠崎町、東瑞江一丁目、東瑞江二丁目、東瑞江三丁目、瑞江二丁目、瑞江三丁目、瑞江四丁目、南篠崎町一丁目、南篠崎町二丁目、南篠崎町三丁目、南篠崎町四丁目及び南篠崎町五丁目の区域

また、本事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれがある地域の範囲は、図 9-1 に示すとおりで、大気汚染推定範囲（半径 1.6km）とした。当該地域の近隣縣市を管轄する市の名称及び町名は表 9-2 に示すとおりである。

表 9-2 当該地域の近隣縣市の市町名

縣市の名称	町 名
千葉県市川市	相之川一丁目、相之川二丁目、相之川三丁目、相之川四丁目、新井一丁目、新井二丁目、新井三丁目、伊勢宿、入船、押切、欠真間一丁目、欠真間二丁目、香取一丁目、香取二丁目、行徳駅前一丁目、行徳駅前二丁目、行徳駅前三丁目、行徳駅前四丁目、塩焼三丁目、未広一丁目、未広二丁目、関ヶ島、富浜二丁目、富浜三丁目、新浜一丁目、新浜二丁目、広尾一丁目、広尾二丁目、福栄一丁目、福栄二丁目、福栄三丁目、福栄四丁目、本行徳、本塩、湊、湊新田、湊新田一丁目、湊新田二丁目、南行徳一丁目、南行徳二丁目及び南行徳三丁目の区域

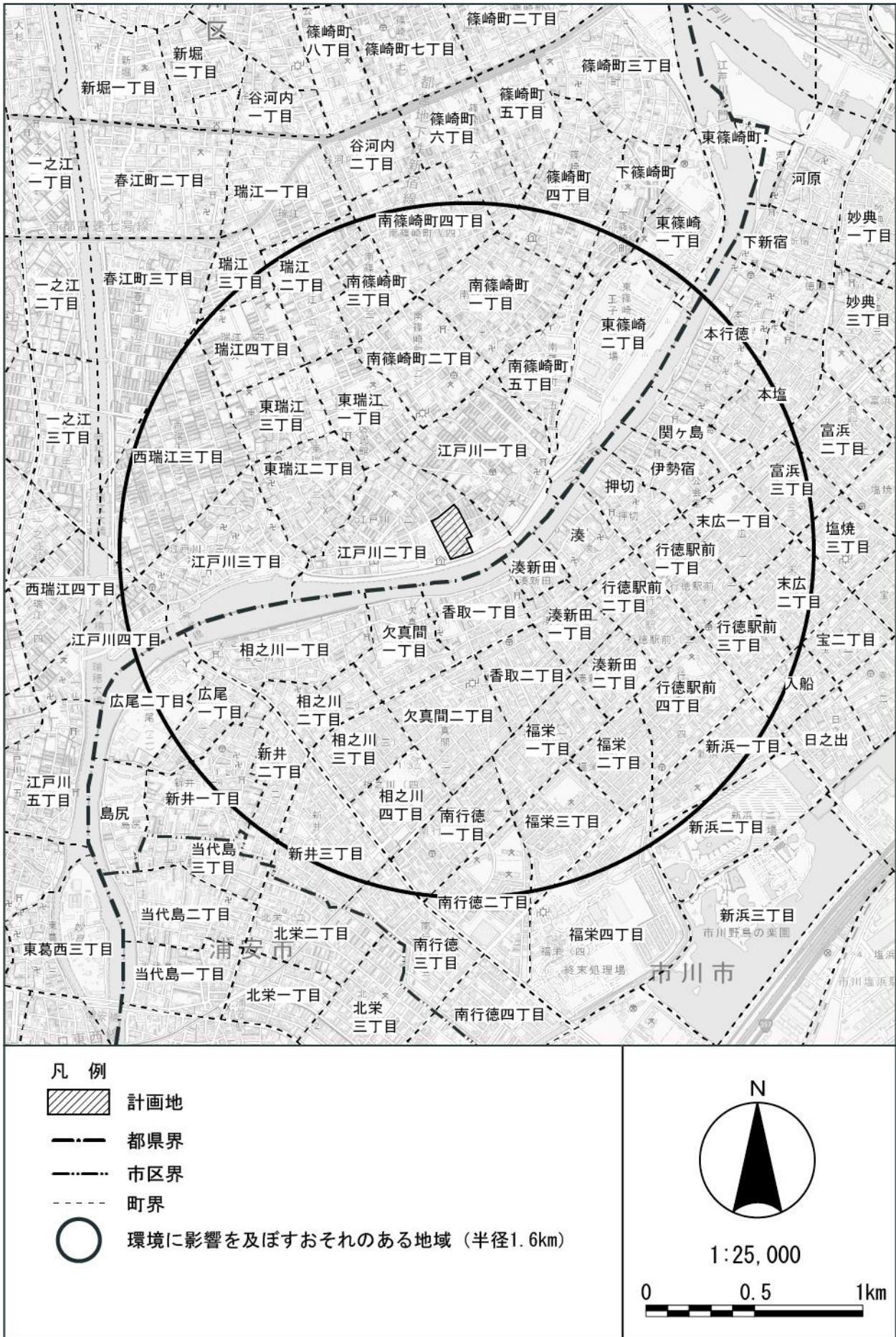


図 9-1 事業段階関係地域等

10 評価書案審査意見書に記載された知事の意見

評価書案審査意見書に記載された知事の意見は、以下に示すとおりである。

大気汚染

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、評価の指標を下回るとしているが、二酸化窒素の最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高い上に、計画地近傍には保育所、福祉施設及び住宅が存在していることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

騒音・振動

ごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動について、大型車交通量における本事業の割合が高い地点があり、また、現況においても騒音の環境基準を超えている地点もあることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。

土壌汚染

汚染土壌封じ込め槽を改変することはないとしているが、封じ込めによる対策は工事の完了後も継続することから、構造を明らかにした上で、機能が維持されるよう適切に管理すること。

11 評価書案について提出された都民等の意見書及び事業段階関係区長等の意見の概要並びにこれらについての事業者の見解

評価書案について提出された都民等の意見書及び事業段階関係区長等の意見の件数は、表 11-1 のとおりである。

表 11-1 意見等の件数

意見等	件数
都民等の意見書	0
事業段階関係区長等の意見	2
合計	2

11.1 事業段階関係区長等の意見の概要と事業者の見解

事業段階関係区長等である江戸川区長及び市川市長の意見並びにそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

11.1.1 江戸川区長の意見と事業者の見解

江戸川区長の意見	事業者の見解
<p>全般的事項</p> <p>(1) 事業の実施にあたり、遵守・準拠している様々な法令や計画・指針・ガイドライン等が評価書案に記載されているが、すでに改定されているものや、改定を予定しているものがあるため、常に最新の各法令等を把握し、遵守・準拠すること。</p>	<p>事業の実施に当たっては、常に法令や計画・指針・ガイドライン等の改定を注視し、遵守・準拠します。</p>
<p>(2) 事業の実施にあたり、環境影響評価手続で示された環境保全のための措置を確実に実施するとともに、引き続き、最新技術の導入などを検討し、より一層の環境保全に努められたい。</p>	<p>環境影響評価手続で示した環境保全のための措置について、建替工事に際しては、発注仕様書に遵守事項であることを明記して確実に実施するとともに、工事請負業者からの最新技術の提案を活用するなど、環境保全を図ります。</p> <p>また、工場運営時においても、環境保全のための措置を確実に実施します。</p>
<p>(3) 今後、事業の進捗に伴い、新たに調査が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、再度、予測事項について検討し、必要に応じ、環境保全のための措置を講じられたい。</p>	<p>新たに調査が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、当該項目について調査・検討を行い、必要に応じ環境保全のための措置を講じます。</p>

江戸川区長の意見	事業者の見解
<p>大気汚染</p> <p>(1) ばいじんについて、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、東京都環境確保条例）「別表第七、一 ばい煙、(二) ばいじん、ア 工場、(ア) 総排出量に係る基準」に定めるばいじんの総量規制について評価すること。</p>	<p>煙突から排出されるばいじんについては、浮遊粒子状物質として予測・評価を行いました。ばいじんを捕集するろ過式集じん器は、「大気汚染防止法」及び「東京都環境確保条例」に定める基準を遵守する処理性能を有するものを導入するため、東京都環境確保条例「別表第七、一 ばい煙、(二) ばいじん、ア 工場、(ア) 総排出量に係る基準」等を満たします。</p>
<p>(2) 水銀について、法規制値の遵守はもちろんのことであるが、水銀の総排出物量低減や異常時の対応のために、公害防止設備の維持管理を十分に行うこと。</p>	<p>煙突排出ガス中の水銀については、法規制値の遵守はもちろんのこと、焼却炉の適切な運転管理により総排出物量の低減に努めます。また、ろ過式集じん器や洗煙設備等の公害防止設備についても計画的に整備を行い、適切な維持管理に努めます。</p>
<p>(3) アスベストについて、各法令等に基づき、適正なアスベスト処理対策を実施し、飛散防止に努めること。また、「江戸川区建築物等の解体及びアスベスト処理工事の事前周知等に関する要綱」に基づき、近隣住民などへ作業内容を十分に説明し、理解を得るよう努めること。</p>	<p>アスベストを含有する建材の解体・除去については、平成29年5月付け環境省通知（環水大大発第1705301号）に従い、関係法令等に基づき、適切に処理処分します。</p> <p>また、「江戸川区建築物等の解体及びアスベスト処理工事の事前周知等に関する要綱」に基づき、今後実施を予定している解体工事説明会等で近隣住民に作業内容を十分に説明し、理解を得るよう努めます。</p>
<p>騒音・振動</p> <p>(1) 工事の施行中の騒音・振動ともに、評価結果は基準値を下回っているが、低騒音・低振動型の重機等を積極的に採用し、より一層の騒音・振動の低減に努められたい。また、近隣住民などからの問い合わせ・要望があった場合には、誠意を持って対応するよう、努められたい。</p>	<p>工事の施行に当たっては、可能な限り低騒音・低振動型の建設機械を採用し、騒音・振動の低減に努めます。また、工事中の現場には当組合の職員が常駐し、近隣住民の方々からの問合せ及び要望に対して適切に対応します。</p>

江戸川区長の意見	事業者の見解
<p>(2) ごみ収集車両などの走行に伴う騒音の評価結果において、一部環境基準を超過する地点がある。ごみ収集車両の走行に伴う影響は小さいと考えられるが、低公害型車両の積極的な採用や適正運用等により、より一層の騒音低減に努められたい。</p>	<p>篠崎街道 (p. 43参照) におけるごみ収集車両等の走行に伴う騒音の予測値は、現況ごみ収集車両等の影響を含む現況値と同程度であり、篠崎街道を走行する交通量に占めるごみ収集車両の割合は4%未満であると予測しています。しかし、騒音において環境基準を上回る評価結果となっていることを踏まえ、ごみ収集車両等の走行に際しては規制速度厳守の注意喚起を行い、騒音の低減に努めます。</p>
<p>土壌汚染</p> <p>(1) 土壌汚染対策法および東京都環境確保条例に基づき、土壌調査を実施し、汚染が判明した場合には、関係法令に則り、適正に処理すること。また、工事の施行中に発生する地下水についても、関係法令に則り、適正に処理すること。</p>	<p>事業の実施に当たっては、土壌汚染対策法及び東京都環境確保条例に基づき、単位区画を設定したうえで、土壌の汚染のおそれの度合いに応じた調査区分地に分類し土壌調査を行います。</p> <p>この調査において汚染が判明した場合は、汚染の除去や拡散防止措置等、関係法令に基づき適切に対策を講じます。</p> <p>また、工事中に発生した地下水を公共下水道に排出する際には、下水排除基準に適合することを確認した上で、排出します。</p>
<p>(2) 地下水基準を超過しているふっ素および砒素について、「工場内の土壌汚染に由来するものではない」としているが、建屋部分など、土壌調査未実施箇所があるため、現段階では因果関係の判断ができないと考える。</p> <p>また、これは自然由来も含め、工場内の土壌汚染に由来するものではないということか、もしくは、工場敷地外の汚染に由来するということなのか、評価理由を評価書等において明らかにされたい。</p>	<p>現況調査においては、いずれの物質についても、表層土壌の溶出量は土壌汚染対策法等の基準を下回っており、地下水質の環境基準超過は工場内の土壌汚染に由来するものではないと考えます。</p> <p>事業の実施に当たっては、関係法令に基づき、今回の調査で未実施であった建物下を含めて土壌調査及び届出を行い、東京都環境影響評価条例に基づく手続の進捗状況に合わせてその内容を明らかにします。</p>

江戸川区長の意見	事業者の見解
<p>電波障害</p> <p>電波障害が予測される地域の住民に対し、周知を行うこと。また、予測地域だけでなく、予測地域外においても、電波障害が発生した場合に適切な対策をすること。</p>	<p>地上デジタル波については、工場西側の公園及び駐車場が電波障害の予測地域となっていますが、その範囲に住宅は含まれません。また、衛星放送波については、煙突により一部の地域が電波障害の予測地域となっていますが、建替え後の煙突の位置、形状は既存の煙突とほとんど変わらないため、新たな電波障害が生じる可能性は低いと考えます。</p> <p>電波障害予測地域の周知については、環境影響評価書案説明会や建替協議会において説明を行うとともに、当組合ホームページに環境影響評価書案の全文及び説明会での配布資料を掲載し、情報発信を継続します。</p> <p>今後、本事業による電波障害の発生が明らかになった場合には、予測地域に関係なく適切な対策を行います。</p>
<p>温室効果ガス</p> <p>江戸川区では地球温暖化対策のため、「第2次エコタウンえどがわ推進計画」を策定し、区全体から排出される温室効果ガスを2030年度までに1,503,000t-CO₂/年まで削減することを目標としている。計画施設の温室効果ガス排出量が区全体に占める割合は大きく、目標達成に向け、今回、新たに導入される再生可能エネルギーによる削減量をより一層高めるよう配慮されたい。</p>	<p>計画施設では、再生可能エネルギーの活用として、高効率の発電設備の導入や新たに太陽光発電設備の設置を行います。また、LED照明等の省エネルギー機器を積極的に導入するなど、より一層の温室効果ガス排出量の削減に努めます。</p>

江戸川区長の意見	事業者の見解
<p>その他</p> <p>近隣住民の通行や学校への通学における安全確保について、各関係者へ説明・協議を行い、万全の措置を講じるよう努められたい。</p>	<p>工事中は、定期的に工場敷地境界を巡回するとともに、工事用車両出入口には交通誘導員を配置するなど、車両の走行には安全配慮を最優先とし、事故防止に十分注意します。</p> <p>また、工事中の現場には当組合の職員が常駐し、状況に応じて関係機関へ説明・協議を行うとともに、近隣の学校や周辺住民等からの問合せ及び要望に対して適切に対応します。</p>

11.1.2 市川市長の意見と事業者の見解

市川市長の意見	事業者の見解
<p>(1) 事業の実施にあたっては、本環境影響評価書案に則り実施することは勿論のこと、今回、予測・評価項目としなかった水質汚濁等の項目も含め、新たに土壌の汚染が判明する等の疑義が生じた場合、又は知見の集積が得られた場合等について、適切に対応し、環境影響評価制度の趣旨に照らし、適正な配慮を講じること。</p>	<p>選定しなかった環境影響評価の項目も含め、新たに土壌の汚染が判明する等の疑義が生じた場合、又は知見の集積が得られた場合等について、適切に対応し、環境影響評価制度の趣旨に照らし、適正な配慮を講じます。</p>
<p>(2) 敷地内の緑化やエネルギーの有効利用については、地球規模の問題である温暖化対策に資するものであることから、実行可能かつ積極的な措置を講じること。</p>	<p>緑化については、地上部の緑化に加え、新たに屋上緑化及び壁面緑化を図り、「江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例」の基準を遵守するとともに、「東京都環境基本計画」、「江戸川区みどりの基本計画」及び「市川しみどりの基本計画」の趣旨を踏まえ、積極的に緑化します。</p> <p>また、エネルギーの有効利用として、ごみ発電及び場外公共施設への熱供給を実施するとともに、太陽光発電設備を積極的に導入します。</p>
<p>(3) 具体的な工事計画の策定段階において、工事用車両が市川市内を走行することとなった場合は、大気汚染、騒音及び振動はもとより、近隣住民や通学児童等への安全配慮の観点からも、関係機関と協議を実施し、万全な対策を講じること。</p>	<p>工事用車両は東京都環境確保条例及び各県条例によるディーゼル車規制に適合するものとし、九都県市が指定する低公害車を極力使用するとともに、走行に当たっては安全配慮を最優先とし、規制速度の遵守と安全走行を請負事業者に指導します。</p> <p>また、工事用車両が市川市内を走行することになった場合は、必要に応じて関係機関と協議を行います。</p> <p>なお、工事中の現場には当組合の職員が常駐し、近隣住民の方々からの問合せ及び要望に対して適切に対応します。</p>
<p>(4) 工事の施行中及び完了後において、本環境影響評価書案に記載された環境保全のための措置が十分でないことにより周辺の生活環境が損なわれていると認められた場合は、適切に対応すること。</p>	<p>工事の施行中及び完了後においては、環境影響評価手続で示した環境保全のための措置を確実に実行し、環境保全のための措置が十分でないことにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められた場合は、適切に対応します。</p>

12 調査計画書に対する知事並びに都民、周知地域区長及び近隣県市長の意見

12.1 調査計画書審査意見書に記載された知事の意見

調査計画書審査意見書に記載された知事の意見は、以下に示すとおりである。

〈知事からの意見〉

第2 意見

【大気汚染、騒音・振動共通】

計画地周辺には、住宅、学校及び保育園等があり、工事の施行中における建設機械の稼働や工事用車両の走行、供用後におけるごみ収集車両等の走行による大気汚染、騒音・振動の影響が懸念される。こうしたことを十分考慮した上で、施工方法、使用する機械の種類や台数、工事用車両の走行ルート及び環境保全のための措置等を検討し、環境影響評価書案において詳細に記載すること。

【大気汚染】

大気質の予測に当たっては、高層気象の調査及び風洞実験を実施するとしていることから、そのデータの活用方法について記載すること。また、風洞実験に当たっては、計画地周辺の地形等も十分考慮し、実施すること。

【悪臭】

悪臭の予測に当たっては、悪臭防止対策をもとに類似事例等を参照する方法とするとしていることから、本事業との類似性についてその根拠を明らかにした上で予測・評価すること。

【騒音・振動】

工事の施行中における建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測は、建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点としているが、本事業は既存工場の解体後に新工場を建設することから、解体工事や建設工事などの主な工種ごとに予測・評価すること。

【土壌汚染】

計画地内の南側及び東側地下には、既存の江戸川清掃工場建設時に発生した汚染土壌の封じ込め槽が存在していることから、その位置及びその近辺の地下水のモニタリング結果を記載し、本事業による土地の改変と汚染土壌封じ込め槽との位置関係等を明らかにするとともに必要に応じて予測・評価を行うこと。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長及び近隣県市長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

12.2 調査計画書に対する都民、周知地域区長及び近隣県市長の意見の概要

調査計画書について、都民からの意見書が0件、周知地域区長（江戸川区長）及び近隣県市長（市川市長）からの意見書が2件提出された。周知地域区長及び近隣県市長からの意見の概要は以下のとおりである。

〈周知地域区長（江戸川区長）からの意見〉

- 1 調査計画書において、予測・評価項目として選定されていない項目についても、関係法令を遵守し、適切に管理されたい。また、事業の進捗により、環境に影響を及ぼすおそれが発生した場合は、評価項目として選定する等、速やかに対応されたい。
- 2 石綿含有仕上塗材について、平成29年5月30日付け環水大大発第1705301号により環境省から通知が出されたところである。本通知に従い、適切に対応されるとともに、石綿除去作業時の石綿飛散状況の監視を検討されたい。
- 3 現清掃工場の建設当時の汚染土壌の封じ込め場所及び汚染物質等について明らかにされたい。また、封じ込め場所の外部に漏洩がないか確認されたい。
- 4 緑化計画について、「東京における自然の保護と回復に関する条例」の基準を遵守する旨の記載があるが、本事業は「江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例」が適用されるため、本条例を遵守し、適切に対応されたい。
- 5 本事業にあたっては、地域住民に説明するとともに、意見・要望については適切に対応されたい。

〈近隣県市長（市川市長）からの意見〉

- 1 大気汚染物質のうち、二酸化窒素について、千葉県は窒素酸化物に係る施策の目標とすべき環境目標値（日平均値の年間98パーセント値が0.04ppm）を県下一律に設定し、運用している。
このことから、選定した環境影響評価項目のうち、大気汚染に係る予測・評価小項目における二酸化窒素の評価の指標について、その予測地域のうち、千葉県の行政区域内については「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）に定める基準のほか、「千葉県環境目標値」（昭和54年8月8日千葉県環境部長通知大第114号）を加えること。
- 2 環境影響評価の実施にあたっては、本環境影響評価調査計画書に則り実施することは勿論のこと、新たに疑義が生じた場合、又は知見の集積が得られた場合等について、適切に対応し、環境影響評価制度の趣旨に照らし、適切な配慮を講じること。

13 その他

13.1 対象事業に必要な許認可等及び根拠法令

許 認 可 等	根 拠 法 令
一般廃棄物処理施設の届出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の三
危険物貯蔵所設置許可	消防法第11条
計画通知	建築基準法第18条
工事計画届出	電気事業法第48条
工場設置認可	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第81条
特定施設設置届出	ダイオキシン類対策特別措置法第12条 騒音規制法第6条 振動規制法第6条 水質汚濁防止法第5条 下水道法第12条
ばい煙発生施設の設置届出	大気汚染防止法第6条

13.2 評価書を作成した者並びにその委託を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

評価書の作成者	名 称 : 東京二十三区清掃一部事務組合 代表者 : 管理者 山崎 孝明 所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
業務受託者	名 称 : 株式会社数理計画 代表者 : 代表取締役 深山 暁生 所在地 : 東京都千代田区神田猿楽町二丁目5番4号

注) 業務受託者については、評価書案の作成の委託を受けた者である。

本書に掲載した地図は、以下の地図を使用したものである。

1/40,000 : 「1/50,000 地形図 東京東北部（平成 17 年発行）」（国土地理院）

「1/50,000 地形図 東京東南部（平成 19 年発行）」（国土地理院）

1/10,000、1/25,000 : 「電子地形図 25000」（国土地理院）

1/1,500、1/2,500 : 「東京都 2500 デジタル白地図 1/2,500（平成 23 年度版）」（東京都）

（この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。承認番号：29 都市基交著 29 号）

令和元年7月発行

印刷物登録

令和元年度 第3号

環境影響評価書の概要

－江戸川清掃工場建替事業－

編集・発行 東京二十三区清掃一部事務組合 建設部
東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館12階
電話番号 03(6238)0915

印刷 協和総合印刷株式会社
東京都江東区大島七丁目37番2号
電話番号 03(3685)6411

再生紙を使用しています。

